

特定建設作業とは…

特定建設作業とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音又は振動を発生する作業であって、政令で定められているものです。特定建設作業を行う場合には、当該作業の開始日の7日前までに各市町村に届出が必要となります。

ただし、当該作業が開始日に完了するものについては、届出は不要です。

特定建設作業の種類

・騒音（騒音規制法第2条、施行令第2条 別表第2）

1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ（ <u>一定の限界を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの</u> （※）を除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（ <u>一定の限界を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの</u> （※）を除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザー（ <u>一定の限界を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの</u> （※）を除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。）を使用する作業

※「一定の限界を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの」については、国土交通省ホームページ（下記 URL）に機械一覧が掲載されております。

（URL：http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000003.html）

・振動（振動規制法第2条、施行令第2条 別表第2）

1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）

届出時に必要なもの

- ・特定建設作業実施届
- ・作業場付近の見取図
- ・工事工程表（特定建設作業の工程を明示したもの）

事業場内特定作業（岐阜県公害防止条例第55条）

事業場内特定作業とは、著しい騒音を発生する作業であつて規則で定めるものをいいます。これを実施する場合は、当該特定作業の開始の日の30日前までに、各市町村に所定の届出が必要となります。

（施行規則第24条 別表第14）

1	板金又は製かん作業（厚さ0.5ミリメートル以上の金属板を加工する事業場内の作業に限る。）
2	鉄骨又は橋りょう組立作業（建築の現場の作業以外の作業であつて事業場内のびょう打ちに限る。）
3	チェンソーを使用する作業（事業場内の作業に限る。）

届出時に必要なもの

- ・事業場内特定作業実施届
- ・作業場付近の見取図
- ・工事工程表（特定建設作業の工程を明示したもの）

規制基準

特定建設作業を行う者は、以下の規制基準に適合させなければなりません。

なお、特定建設作業以外の建設作業については、特定建設作業が実施される場所であっても、以下の規制基準は適用されません。

(1) 騒音に係る規制基準

規制の対象	区域の別	規制の内容
1 騒音の大きさ	一号区域 二号区域	特定建設作業の場所の敷地の境界線において 85 デシベルを超えないこと
2 作業時刻※	一号区域 二号区域	午後 7 時から翌日の午前 7 時の間に行われないこと 午後 10 時から翌日の午前 6 時の間に行われないこと
3 一日の作業時間※	一号区域 二号区域	10 時間を超えないこと 14 時間を超えないこと
4 作業期間※	一号区域 二号区域	連続して 6 日間を超えないこと
5 日曜日その他の休日※	一号区域 二号区域	日曜日、その他の休日に行われないこと

(2) 振動に係る規制基準

規制の対象	区域の別	規制の内容
1 振動の大きさ	一号区域 二号区域	特定建設作業の場所の敷地の境界線において 75 デシベルを超えないこと
2 作業時刻※	一号区域 二号区域	午後 7 時から翌日の午前 7 時の間に行われないこと 午後 10 時から翌日の午前 6 時の間に行われないこと
3 一日の作業時間※	一号区域 二号区域	10 時間を超えないこと 14 時間を超えないこと
4 作業期間※	一号区域 二号区域	連続して 6 日間を超えないこと
5 日曜日その他の休日※	一号区域 二号区域	日曜日、その他の休日に行われないこと

一号区域…第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域に加えて、第 4 種区域のうち学校、病院等の施設の周囲おおむね 80 メートルの区域
二号区域…第 4 種区域のうち、一号区域を除く区域

※ 災害等の事態や、人の生命等の危険防止について特定建設作業を緊急に行う必要がある場合などは、上表 2～5 の規制は適用されません。